別記様式第３（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（コンクリート等廃棄物用）

［略］

［略］			
区　分	重　量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注２）	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注３）
廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無			
廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（注２、注４）			
［略］			

［注１～３　略］

注４　廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要でない場合は「該当なし」と記載すること。

備考　［略］

別記様式第３（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（コンクリート等廃棄物用）

［同上］

［同上］			
区　分	重　量	コンクリート等廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注２）	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注３）
廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無			
［同上］			

［注１～３　同上］

［加える。］

備考　［同上］

別表第二　第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設について適用する。 （定義） **第二条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　「人工バリア」とは、廃棄物埋設地の構築物であって、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出の防止及び低減のための機能を有するものをいう。	（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。 （定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］